

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 39 号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 個人情報の開示、訂正及び<u>削除</u>に関すること。</p> <p>(10)～(19) [略]</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第 5 条 課に次の表の左欄に掲げる職を置き、<u>事務吏員をも</u> <u>って充て</u>、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、<u>事務吏員をもって充て</u>、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>3 前 2 項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、<u>事務吏員をもって充て</u>、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 個人情報の開示、訂正及び<u>利用停止</u>に関すること。</p> <p>(10)～(19) [略]</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第 5 条 課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>3 前 2 項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。